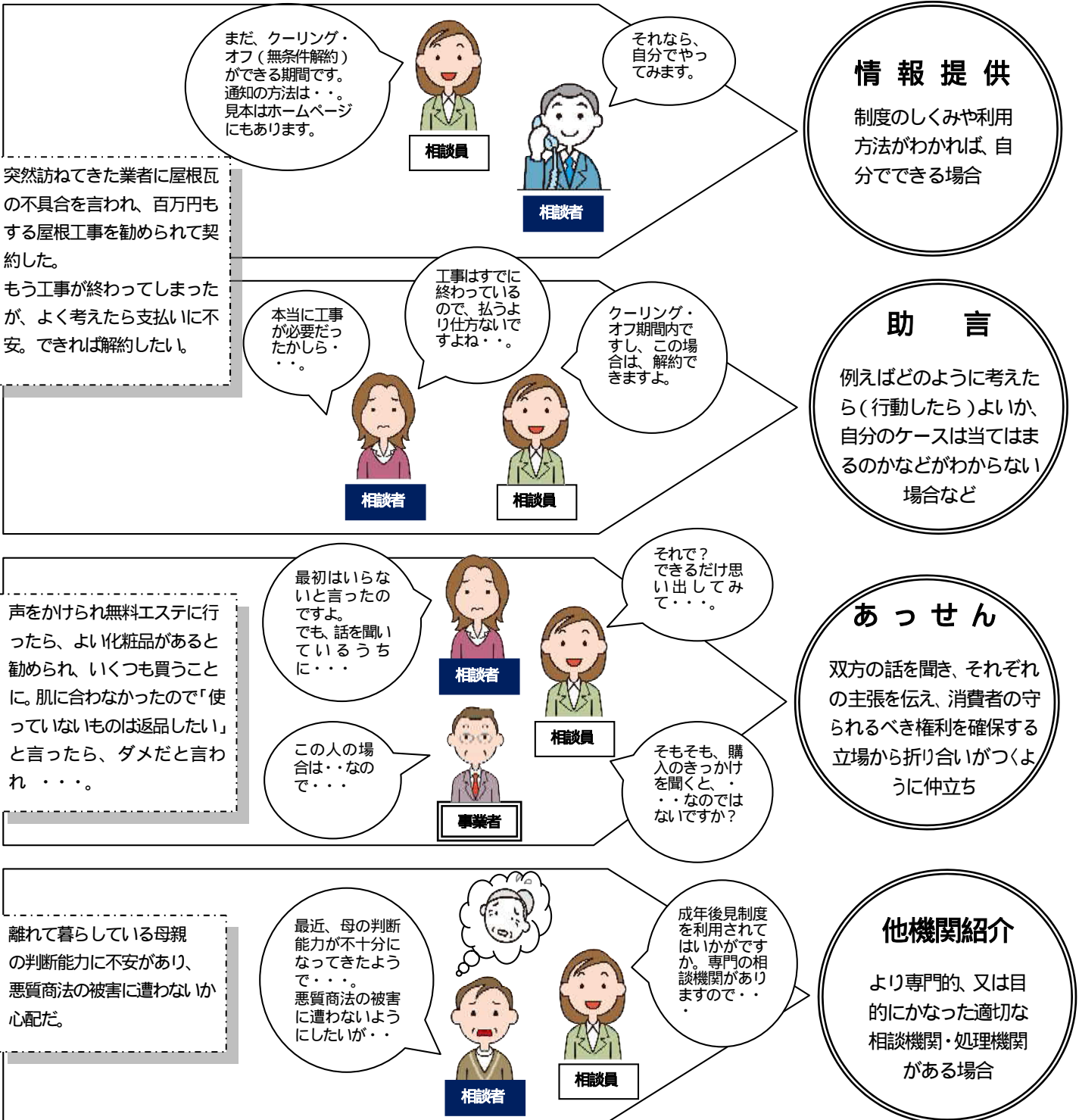


契約のトラブルや危険な商品の被害に遭ったら

消費生活センターって何するところ？

消費生活センターは、商品の購入や、サービスの利用に関するトラブルなどの苦情や問い合わせについて、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で解決に当たる行政機関です。



突然訪ねてきた業者に屋根瓦の不具合を言われ、百万円もする屋根工事を勧められて契約した。もう工事が終わってしまったが、よく考えたら支払いに不安。できれば解約したい。

相談員: まだ、クーリング・オフ(無条件解約)ができる期間です。通知の方法は・・・見本はホームページにもあります。

相談者: それなら、自分でやってみます。

声をかけられ無料エステに行ったら、よい化粧品があると勧められ、いくつも買うことに。肌に合わなかったので「使っていないものは返品したい」と言ったら、ダメだと言われ・・・。

相談者: 最初はいらないとやったのですよ。でも、話を聞いているうちに・・・

相談員: それで?できるだけ思い出してみても・・・

事業者: この人の場合は・・・なのでは・・・

相談員: そもそも、購入のきっかけを聞くと、・・・なのではないですか?

離れて暮らしている母親の判断能力に不安があり、悪質商法の被害に遭わないか心配だ。

相談者: 最近、母の判断能力が不十分になってきたようで・・・。悪質商法の被害に遭わないようにしたいが・・・

相談員: 成年後見制度を利用されてはいかがでしょうか。専門の相談機関がありますので・・・

困った時は、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう